

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

香川県河川国道事務所の土器川水系土器川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）によると、想定最大規模降雨(6 時間総雨量 356mm) の土器川氾濫時には広範囲が浸水エリアとされており、場所によっては 3.0m～5.0m の浸水被害が予測されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町の大東川洪水・土砂災害ハザードマップによると、町内には、山間部を中心に「土砂災害警戒区域（土石流・急傾斜地）」及び「土砂災害特別警戒区域（土石流・急傾斜地）」が点在しており、災害の発生時には直接的な被害や道路の被災等が懸念されている。

(地震：ハザードマップ)

地震調査研究推進本部の海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和 2 年 1 月 1 日）によると、南海トラフの巨大地震の今後 30 年以内の発生率は 70%～80%と言われており、香川県地震・津波被害想定（第一次公表）によると、最大クラスの地震の場合、町内で最大震度 6 強の揺れが予測されている。

また臨海部を中心に、町内を流れる大東川沿いの平野部まで、広範囲の液状化現象が予測されている。

(津波：ハザードマップ)

当町の津波ハザードマップによると、北浦漁港や大東川沿いの住宅地等が津波浸水想定区域となっている。浸水深は最大 3.0m が予測されており、人命や建物被害等が懸念されている。

(ため池：ハザードマップ)

当町の調査の結果、町内にはため池が大小あわせて 34 ヲ所ある。当町のため池ハザードマップによると、地震や大雨等により堤体が決壊した場合には、ため池直下に木造家屋倒壊危険区域や場所によっては 1.0m～2.0m の浸水被害が予測されている。

(高潮：ハザードマップ)

平成 16 年の台風 16 号により、最高潮位 2.71m（坂出港）が観測され、町内に床上浸水の被害が発生した。当町の高潮ハザードマップによると、広い範囲で 2.0m 未満の浸水、一部区域では 2.0m～5.0m 未満の浸水が想定されている。

(2) 商工業者の状況

■商工業者等数 791人（平成28年経済センサス）

■小規模事業者数 524人（平成28年経済センサス）

【内訳】

大分類	商工業者数	小規模事業者数	備考
A 農業、林業	0	0	
B 漁業	0	0	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
D 建設業	67	64	
E 製造業	44	27	
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	
G 情報通信業	3	3	
H 運輸業、郵便業	40	26	
I 卸売業、小売業	243	137	
J 金融業、保険業	8	7	
K 不動産業、物品賃貸業	68	61	
L 学術研究、専門・技術サービス業	27	19	
M 宿泊業、飲食サービス業	113	44	
N 生活関連サービス業、娯楽業	101	78	
O 教育、学習支援業	29	25	
P 医療、福祉	20	12	
Q 複合サービス事業	2	2	
R サービス業（他に分類されないもの）	23	16	
合 計	791	524	

■事業所の立地状況等

- ・昭和47年の製塩業の廃止以降は、塩田跡地を区画整理事業により整備された新宇多津都市を中心に積極的な企業誘致が進められた。
- ・製造業や流通業が多く立地している番の州エリアは、2.0m未満の高潮浸水想定区域となっている。
- ・小売業やサービス業が多く立地している新宇多津都市エリアは、2.0m未満の高潮浸水想定区域となっている。
- ・地元の小規模事業者等が多く立地している既成市街地エリアについては、2.0m未満の浸水被害が広い範囲で想定されており、津波・高潮の場合、深いところで5.0mもの浸水被害が想定されている。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・宇多津町地域防災計画を策定（令和2年3月改訂）
- ・総合訓練を始めとする各種防災訓練の実施、自主防災組織等における防災訓練の指導
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催（平成28年7月、平成29年9月）
- ・事業者BCPの策定支援
- ・香川県火災共済協同組合と連携した火災共済、休業対応応援共済への加入促進
- ・防災訓練の実施（年1回）

II 課題

- ・宇多津町地域防災計画において、商工会員等が所属する業種団体等との防災協定等はあるものの、当町と当会との間で具体的な協議は無く、役割は明確になっていない。
- ・災害時の対応について、経験やノウハウをもった人材がいない。
- ・保険、共済に対する助言を行える職員が不足している。

III 目標

- ・小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・「事業継続力強化計画」認定制度、「事業者BCP」を推進し、町内事業所の防災・減災の事前対策について啓発する。
- ・巡回や窓口指導時に全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用し、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

- ・令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・当会では、予測不能な自然災害や事故・感染症など、日々の様々な経営リスクから企業を守り、事業継続を支援する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・当会ホームページや町の広報誌、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和3年1月に事業継続計画(BCP)を作成(別添参照)。

3) 関係団体等との連携

No.	関係団体名	取組事業
①	香川県商工会連合会	①. ②. ③. ④. ⑤
②	(公財)かがわ産業支援財団	①. ②. ③. ④. ⑤
③	香川県よろず支援拠点	①. ②. ③. ④. ⑤
④	香川県信用保証協会	③. ④. ⑤. ⑥
⑤	(株)日本政策金融公庫高松支店	③. ④. ⑤. ⑥
⑥	香川県火災共済協同組合	③. ④. ⑤. ⑥
⑦	全国商工会連合会が連携協定を結んでいる損保会社 ・東京海上日動火災保険(株) ・あいおいニッセイ同和損害保険(株)	①. ②. ③. ④. ⑤. ⑥

①事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なものを含む)や事業継続力強化計画の策定を支援する。

②小規模事業者を対象とした本事業に関する普及啓発セミナー等を開催する。

③小規模事業者に対する保険・共済の助言が行えるよう当会の全職員を対象とした勉強会を開催する。

④事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要

- に対して、信用保証等の手続き支援を行う。
- ⑤事前に災害対策のための設備投資等に取り組む小規模事業者からの新たな資金需要に対して、融資斡旋等の手続き支援を行う。
- ⑥各関係団体が主催する本事業に関するセミナー等の共催を行う。
- ⑦本事業に関する国、県及び町の補助事業や融資制度のほか各種保険・共済制度など、小規模事業者には有益な情報の収集・提供を行う。
- ⑧普及啓発ポスター掲示、チラシ等の配布依頼を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・当町と当会担当者にて、定期的に協議を行い、計画の進捗状況を確認し、改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6強（予測最大震度）の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。
- そのうえで、下記の手順で当会管内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に災害用伝言ダイヤル171、香川県商工会ネットワーク、商工会緊急連絡網、またはSNS等を利用して職員の安否や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を確認し、当会と当町で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・気象庁や県等の提供する防災情報又は職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況などの場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の対応策を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛び」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛び」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1～3事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

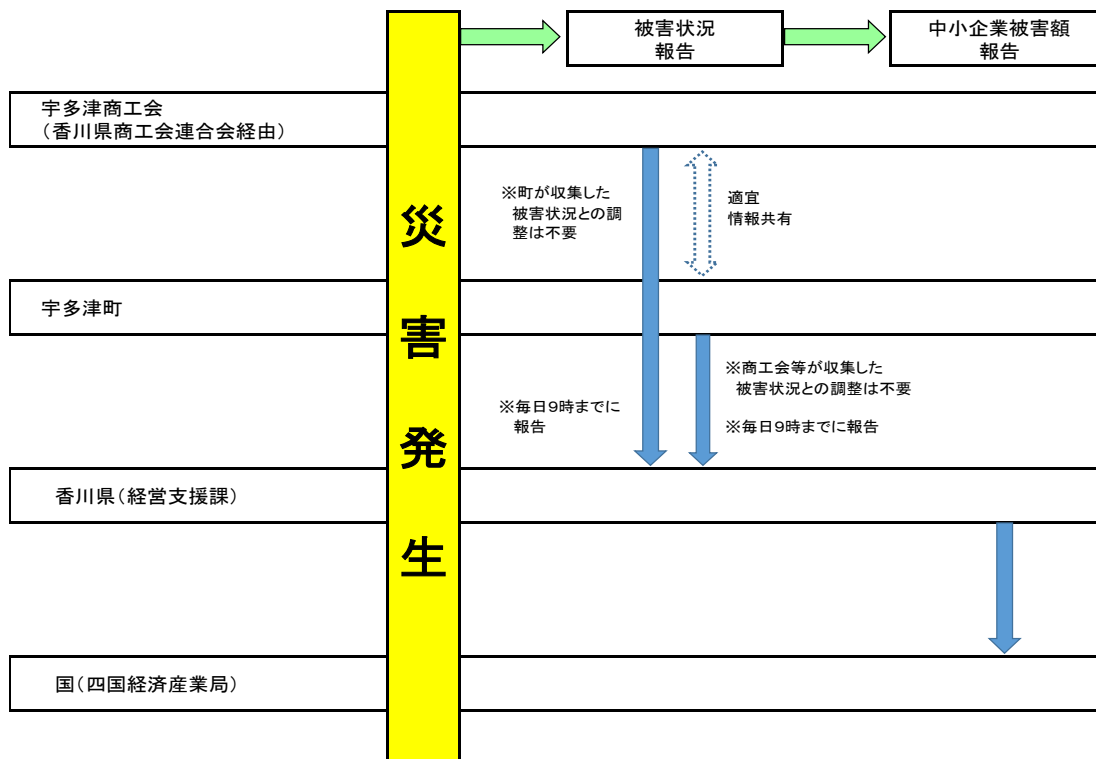
- ・本計画により、当会と当町は原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、香川県の指定する方法にて当会（香川県商工会連合会経由）又は当町から香川県へ報告する。

被害状況報告フロー



被害状況報告フォーマット

【様式 1 - 1】

会員被害状況調査

団体名：
報告者：
電話番号：
FAX：
メールアドレス：

年 月 日

					被害合計金額		¥0		
事業所名 ※必須	住 所 ※必須 ※記載例：〇〇市〇〇町	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 総額 ※必須 ※事業の再 建に必要な 額 ※おおよそ で可。千円 単位	(被害額内訳)				被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば記載 ※記載例 ・二階建て建物が全壊（半壊、床上浸水、床下浸水、全焼、半焼） ・約20㎡の倉庫のトタン屋根が吹き飛んだ
					土地 ※任意 （堆積土砂 排除費・整 地費） （事業用資 産に限る）	建物 ※任意 （事業用資 産に限る）	機械設備 ※任意	商品、 原材料、仕 掛品等 ※任意	
1				¥0					
2				¥0					
3				¥0					
4				¥0					
5				¥0					
6				¥0					
7				¥0					
8				¥0					
9				¥0					
10				¥0					
11				¥0					

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当町等の施策）について、小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国・県等の被災事業者施策の情報を収集するとともに、国や県と連携し、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、国や県と連携し、他の地域からの応援派遣等を検討する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

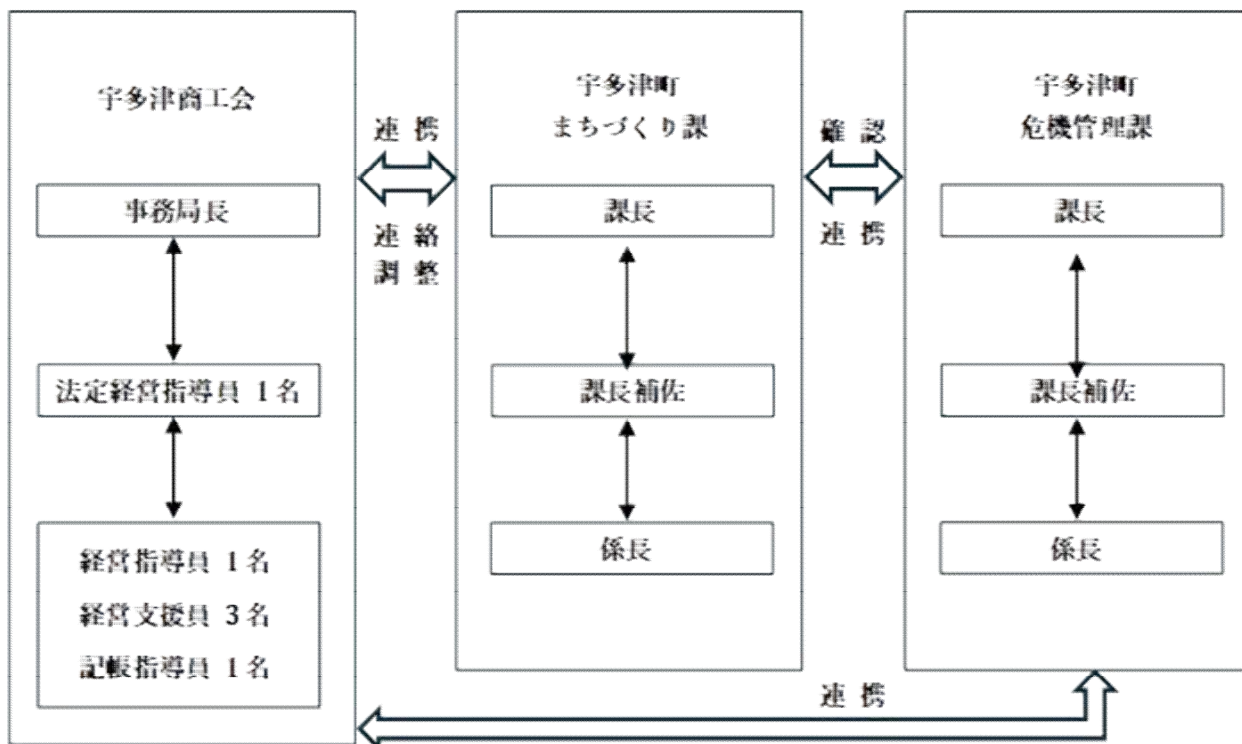
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年1月現在)

(1) **実施体制** (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) **商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制**

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 織田 哲也 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) **商工会／商工会議所、関係市町連絡先**

①商工会／商工会議所

宇多津商工会

〒769-0210 香川県綾歌郡宇多津町 1900 番地

TEL:0877-49-1311 / FAX:0877-49-1314

E-mail:utadu@shokokai-kagawa.or.jp

②関係市町

宇多津町まちづくり課

〒769-0210 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

TEL:0877-49-8009 / FAX:0877-49-0515

E-mail: machi@town.utazu.kagawa.jp

宇多津町危機管理課

〒769-0210 香川県綾歌郡宇多津町 1881 番地

TEL:0877-49-8027 / FAX:0877-49-0662

E-mail: kikikanri@town.utazu.kagawa.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに香川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	150	150	150	150	150
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成	50	50	50	50	50

調達方法
会費、香川県交付金、宇多津町補助金、受益者負担金 等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等